

令和8年4月8日

## 林野火災警報・注意報の運用を開始しました

令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、赤磐市では、令和8年4月1日から「林野火災警報」及び「林野火災注意報」を発令することとなりました。

この警報及び注意報は、毎年1月1日から5月31日までの間、気象条件やその他の発令指標を満たした場合に、赤磐市内全域で火の使用が制限されるものです。

### 記

- 1 日 程 令和8年4月1日（水）から運用開始中
- 2 対象区域 赤磐市内全域
- 3 その他 詳細は添付のチラシをご覧ください。

(問合せ先)

消防本部 予防課 森下  
電話：086-955-2246（直通）

# 林野火災警報・注意報4月1日から運用を開始！

## 林野火災警報

乾燥・少雨・強風など極めて  
火災が発生しやすい  
→火気の手扱いが禁止されます(義務)

違反すると…

30万円以下の罰金または拘留

## 林野火災注意報

乾燥・少雨など火災が発生しやすい

→火気の手扱いを  
控えてください(努力義務)

違反すると…

罰則はありません

## 発令基準

### 林野火災注意報

- ① 1月から5月の間で過去3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ過去30日間の合計降水量が30ミリメートル以下の場合
- ② 1月から5月の間で過去3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ赤磐市に乾燥注意報が発表されている場合

### 林野火災警報

林野火災注意報の発令基準に加え、赤磐市に強風注意報が発表された場合

林野火災警報・注意報について  
詳しくはこちら！

赤磐市 林野火災警報



赤磐市消防本部  
林野火災警報・注意報HP

お問い合わせ先：赤磐市消防本部予防課 086-955-2246